

留学生に関する成城学校史料目録

— 個人情報保護法と歴史史料 —

浜口 裕子・家近 亮子

要 旨

戦前の成城学校（現成城中学校・高等学校）に1900年前後に留学した留学生（主として中国人）に関する史料を、整理し、作成した目録を公開するものである。成城学校は1880年代に開校したが、当初陸軍士官学校の予備的教育機関となっていた。日清戦争に敗れた中国では、勝利した日本に軍事留学することが奨励された。成城学校はその受け入れ機関の一つであり、留学生から後の東アジア史に名を留めた軍人や政治家が多く出た。このため当時の史料は重要な歴史的価値を持つ。本稿はこれらをふまえて、当時成城が留学生受け入れの機関となった経緯と、成城に残された史料発掘の経緯に触れ、公開に至るまでの条件に関する合意事項を確認した上で、作成した目録を公開する。

キーワード：成城学校，陸軍士官学校，軍事留学，中国人留学生，個人情報保護法，歴史史料

はじめに

本稿は戦前の成城学校（現成城中学校・高等学校）に留学した留学生に関する史料の目録を公開し、若干の解説を加えたものである。成城学校は1880年代に開校した陸軍士官学校の予備的教育機関として位置付けられた学校である。当時東アジアにおいて日清戦争に勝利した日本へ軍事留学をしたいと考えた留学生が、中国や朝鮮半島から留学している。これらの留学生—特に清末中国からの留学生は、中国共産党創始者で初代総書記である陳独秀や中国人民大学創始者で初代校長として知られる呉玉章、また後に満洲国國務総理になった鄭孝胥の息子など、各方面で後の東アジアの歴史に名を留めた者も多い。特に1800年代末から1900年代はじめ頃の留学生に関する史料は、極めて重要な歴史的価値を持つ。本稿では、まず成城学校が当時、どういった経緯で留学生を受け入れることになったのかを概観し、またその史料の発掘・整理の経緯に触れ、さらに公開に至る過程で「個人情報保護法」との関係で成城側に提示した公開条件の要望をふまえたうえで、「留学生関連の史料目録」を公開する。

1. 成城学校と留学生教育

成城学校^①は明治18年(1885年)1月に開校した文武講習館を前身とする。当時の日本は明治維新以降の近代国家建設途上にあり、対外的危機も意識せざるを得ず、近代的軍隊の整備が国家的課題であった。近代化が国家的課題として意識される中で特に軍事的近代化は国の存亡にかかわるものとしてその人材育成が要請されていた。このような中で「文武両全の士を養成し以て邦家隆盛の一助たらしめん」^②といった創設者・日高藤吉郎の想いから「初め陸軍武学生教育を目的とする一私塾の如き状態」^③から出発したという。

翌1886年には成城学校と改称するが、命名者は当時の陸軍士官学校校長であった小澤武雄中将であり、当初から陸軍との関係が深かったことがわかる。創立者の日高は学校の存続を考え、校長に陸軍将校を迎え、陸軍士官学校への予備的教育機関としての位置づけを明確化させた。成城学校には、桂太郎、児玉源太郎とともに「明治陸軍の三羽鳥」と称された川上操六が創立初期より積極的にかかわったようだ。川上は自身1889年(明治22年)8月から校長を務めており、この川上校長時代に留学生受け入れが始まっている。

成城学校が受け入れた留学生は、最初は韓国からであった。この時期、変動する国際体系の中で、東アジア全体が揺れていた。日清戦争は朝鮮半島をめぐる日清間の争いである。韓国内の政情もこの国際関係を背景に様々な勢力が入り乱れて権力争いをくり広げていた。中でも清国の配下で体制維持を図る者、日本に頼って近代化を進めようとする者、が勢力を争い、日清戦争に至る。

日清戦争に日本が勝利した直後の1895年11月付けの書面で、韓国臨時代理公使李台植が8名の留学生を成城学校に託している。この8名はすべて韓国の陸軍士官であった。さらに翌年年初より陸軍士官学校入学の予備教育を希望して韓国から留学生が送られてきた。日清戦争後の三国干渉で欧米列強の圧力に屈した日本にとって、朝鮮に対する影響力を一層大きくしていくことは対外政策上喫緊の課題であった。川上校長が「日韓提携の要を感じこれが便宜を図り」^④留学生受け入れを決めたのには、このような国際関係の背景があったのである。ところがその受け入れから間もない時期に、韓国では親露派が権力を奪取し、親日派の金弘集が亡くなる事件が勃発した。その後も韓国から留学生は送られてきたものの、成城学校の留学生受け入れは清国からの留学生中心に移っていく。

日清戦争で敗れた清国では、一部に日本に倣い近代化を推進し、自国の政治改革によって国力を回復させる必要性を説く者が出た。他方、日本でも長江流域への進出が検討され、外務次官であった小村寿太郎が中心となり、一部の清国有力者に、日本人顧問採用や日本への留学生派遣を提案している。

このような流れの中で成城学校校長の川上操六陸軍参謀次長は日中関係を「一日も忽にすべか

らざるを察し」て、清国の開発には「一にその青年子弟ノ新教育」^⑥を施すことにあると考え、留学生受け入れを清国の高官に提示、概ね賛意を得る。その後川上は1897年から98年にかけて参謀本部員神尾光臣や宇都宮太郎を張之洞の元に派遣、日中両国の連携の必要や軍事力強化の重要性が話あわれた。日中の地理的近接から費用が省けることまで持ち出して、日本への留学生派遣を働きかけている。

その一方で、1897年（明治30年）には陸軍参謀本部内に清国学生管理委員会が設置された。この委員会の委託により成城学校が本格的に清国からの留学生教育を行うことになる。1898年6月浙江省から4名の留学生の受け入れがあり、ここに成城学校の清国からの留学生受け入れが開始されたのである。

初期の清国人留学生は「凡て陸軍学生」^⑥だったという。陸軍から委託されたとはいえ、すでに清国内で軍人となっていた者を受け入れ、日本の陸軍士官学校に送り込む予備的な教育を施す、ということは簡単なことではなかったと思われる。異国の地を訪れる留学生のための宿舎や校舎等の施設も必要で、また彼等の管理体制も手探りで構築しなければならず、成城側の負担は少なくはなかった。陸軍参謀本部の清国学生管理委員会から成城に、清国からの学資金とは別に、教育費として毎月420円の支給があった。しかし留学生の人数が増えてもそれに応じた支給額の増額は認められず、これが成城側から委託解除を申し出る一因となった。

教育の内容は日本語を中心として、その他は地理や数学、物理、化学、図画、体操といったいわゆる一般教養科目を日本語で教えるというものであった。しかしこのような日本ではすでに一般化していた近代的教養科目も、清国からの留学生にとっては貴重な科目であった可能性が高い。たとえば軍事用の地図の作成や、砲術には数学や物理、図画の基礎的な知識が欠かせないわけで、特に初期の留学生には望んでこれらの技術を習得する道に進んだ者も多かった。

清国からの留学生は順調に増えていき、当初は官費による軍事留学が中心であったものの、次第に私費留学が増えて、軍事以外の農、工、商等実業系を学ぶことを志す者が出て来た。そんな中で成城学校は1903年7月に中国人留学生の受け入れを中止している。前年にいわゆる「成城学校入学事件」＝清政府駐日公使館蔡鈞が成城学校入学希望の私費留学生9名に対し手続きに必要な推薦状を出さず、留学生が抗議をするという事件が起きた。清政府は日本留学が革命運動に利用されることを恐れ、私費留学生が軍事知識を学ぶことを原則禁止し、留学生に対する管理を強化していくのである。

だが依然日本留学は人気があった。留日学生が増加し成城側は負担の大きさに鑑みて陸軍に対して経費の増額を要請した。しかしこれは認められず、成城学校は留学生部委託を返上したのである。ただし成城の留学生教育がここですべて途絶えたわけでもなく、以後成城では陸軍士官学校志望者に特化せずに、文系学問を志望する留学生受け入れを行っていった。

陸軍参謀本部内には振武学校が設立され、これ以降成城学校に代わって陸軍士官学校進学志望の留学生を受け入れるようになった。

2. 留学生関係史料発掘と整理の経緯

上記で明らかなように、成城学校が陸軍士官学校を志望する留学生受け入れの公的な教育機関になったのは、1895年11月から1903年7月という短い間である。この時期は、清末・辛亥革命前の東アジア情勢下であり、近代国家建設を急ぐ日本と日清戦争に敗れた清国の近代化への焦燥感を背景として、対日留学が本格的に開始されたいわば「黎明期」であった。換言すれば、成城学校による留学生教育は、日中双方の国家的思惑が生み出した軍事留学教育であった。実際、この時期の留日学生からは、後の東アジアの歴史に名を留める大物政治家、軍人が多く出ている。対日留学生という視点から東アジアの国際関係史を再考することは、東アジアの近代化や国際関係史、政治史を考察する上で大きな意義を有すると考えられる。

成城学校は現在もその後身の中学校・高等学校が、東京都新宿区にあり、近年進学に力を入れる男子校で知られている。本稿共同執筆者である敬愛大学の家近がここをたずねたのは2013年7月であった。家近は前年に『蒋介石の外交戦略と日中戦争』⁷⁾を出版したばかりであった。

蒋介石は若い頃振武学校に留学したことで知られる。蒋介石が初めて日本の土を踏むのは1906年4月である。ここで清華学校に入るが、そのまま軍事留学はできなかったため、この年の12月にいったん中国に帰国し通国陸軍速成学堂（後の保定陸軍軍官学校）に入り、そこで改めて留学試験を通して1907年に振武学校に入った。東京に来た蒋介石は来日するなり中国同盟会に入り、革命運動に従事することになる。ここで同郷の陶成章と出会う。同じ浙江省出身ということで親しくなったのだが、この陶成章という人物が成城学校出身で、非常に優秀だったようだ。彼は『民報』の編集をしていた理論家であった。陶は辛亥革命直後の1912年に孫文を糾弾して「孫文罪行」を出し、孫文の下の権力闘争において蒋介石や陳其美と対立し、暗殺される。

家近はこの陶成章に興味を持ち、その史料を探すうちに、新宿の成城学校に戦前からの多岐にわたる資料が大量に保管されていることを知った。電話で問い合わせたところ、かつての名簿などもあるようだということで、確認のため訪問して資料保管の事務にあっていた同友会（同窓会）事務所事務局長代理と面識をもった。同友会が保管する昔の資料は倉庫に積み上げられている状態であった。資料の確認とその場での閲覧に関しては同友会事務局長代理と当時の同校校長、教頭などより許可を受けたが、分類もされていない資料が積み上げられており、閲覧場所も十分でない状態であった。そこで事務局側の許可をとり、2013年7月から8月にかけて膨大な同窓会資料の中から留学生関連の資料を選び出し、段ボール3箱にとりわけ、さらに内容によっておおざっぱに分類して番号をつけ、リストを作る作業を行った。この時すでに成城学校は新校舎の建設が予定されており、事務局側の話では、校舎が新しくなったら、同友会もきれいな校舎に移り、そこで昔の資料も展示して成城学校の歴史史料として公開したい、ということであった。校舎建て替えの予定を聞いて、いったん成城における資料整理の作業は中断した。

新校舎が建設され、旧校舎からの移転が一段落したところで、家近が再訪したのは2015年夏頃である。新しい校舎内の同窓会事務所で資料整理を再開した。2015年から科研費の基盤研究(B)(一般)「世界戦争としての日中戦争——マルチ・アーカイブによる多角的アプローチ」(代表・家近亮子、課題番号：15H03322)というタイトルで共同研究を行っていたことから、この史料発掘・整理もその共同研究の一部として整理を進めていった。この間、成城側と何回か話合いをもち、ある程度整理が進んで一般の研究者などに閲覧可能になった段階で、宣伝も兼ねたシンポジウムを行う、といったことも想定した。

さらに、浜口が満洲国から日本に留学した中国人学生を扱った研究成果^⑧を出したこともあり、中国からの留日学生研究と資料収集・分析に特化した共同研究で科研費を2017年度よりとる機会を得た。それが基盤研究(C)(一般)「留日学生、それぞれの日中戦争——マルチ・アーカイブによる留日学生の戦争行動分析」(代表・浜口裕子、課題番号：16K03533)である。成城学校の留學生関連の史料発掘・整理は、本共同研究会の大きな柱となった。

資料整理は、まず以前作ったリストから漏れていた関連資料を付け加え、再度リストを作り直した。その際、以前収納していた袋の損傷があるため、新しいものと変え、並べて番号をつけ直した。その上で、科研メンバーで時間があるときに成城学校同窓会資料室を訪問して資料の内容を確認しつつ、一つ一つPDFファイルにする作業を続けた。併行して2～3カ月に1回程度、留學生関連の研究会を行っていった。

3. 歴史史料公開と個人情報保護法

(1) 史料公開に向けての成城学校側との交渉・1

資料整理の間、教頭先生から成城学校の簡単な歴史と資料に関する説明を受け、また校長先生と資料の扱いに関する話合いを持った。この段階で、資料整理が出来上がった際には、どのように公開するかについて話合われ、以前希望したように、成城学校の新校舎講堂を使い成城学校の歴史を見直し、本史料の歴史研究における価値を示すシンポジウムを企画しよう、ということで調整に入った。

2017年6月の段階でシンポジウムを2018年2月に行うことを企画した。これは「世界戦争としての日中戦争——マルチ・アーカイブによる多角的アプローチ」(代表・家近亮子)と「留日学生、それぞれの日中戦争——マルチ・アーカイブによる留日学生の戦争行動分析」(代表・浜口裕子)の二つの科研研究会の共催とする、場所は成城学校新校舎の講堂を使う、中国近現代史や日中戦争関連の研究者、成城学校教職員、同友会、等に広く声をかけて史料の存在とその価値に関して研究者として、また成城学校関係者としてアピールする場に、これ以降、史料を公開する布石とする、等の点に関して合意した。

しかし史料のPDF化に想定以上の時間がかかり、また、シンポジウムとその後の史料公開の

原則に関して、成城学校側と史料整理を担った我々との間で折り合いがつかなかったため、やむを得ず予定していたシンポジウムを延期することにした。この決断は残念なものであったが、我々の史料整理に関する成城学校側の見解が当初とは大きく異なってきたことがあり、さらなる調整の時間が必要と判断した。成城側が見解を変えた大きな要因の一つは、OBの一人から「外部の者に資料を見せるのはどういうことなのか」といった問い合わせがきたことにあった。歴史の長い学校である成城学校は社会的影響力を持ったOBを数多く輩出している。

この問い合わせがあったのは2017年度半ばで、共同研究者には「個人情報等に十分配慮し、メンバーとその助手以外の者にこれらの史料整理情報が漏れることは極力避ける」ことを徹底させた。いうまでもなく「個人情報保護法」が2003年から施行されており、これとの関連を問われたのである。そこで成城学校側に史料公開の原則を作成するよう依頼すると同時に、この点に関して、双方より代表者を出して話し合いを行うことにした。

話し合いが持たれたのは2018年3月14日である。出席者は、成城学校側は成城中学・高等学校校長（当時）と学校法人成城学校理事・事務局長（当時）、研究会側は浜口・科研共同研究代表と家近であった。ここで確認されたことは以下の通りである。

- ① 成城学校側出席者の全般的立場としては、歴史的な研究にはできる限り協力したい。
- ② 個人情報保護法との関連に関しては公文書公開の原則に準ずることとする。

ところでこの「公文書公開の原則」とは、個人情報保護法成立以降、たびたび議論されてきた。偶然ではあったが、この日の話し合いは双方同じ参考文献を携えて行われた。そこで次にこれらの文献をもとに双方で確認した「公文書公開の原則」についてまとめる。

(2) 公文書公開の原則

例えば2004年1月に国立公文書館が開催した地方公文書館職員との研究会で議論されたこととして、次のようなことが明らかになっている。

ここでまず保護法が保護する機関とその意味に関しては表のようにまとめられた。

第1表 個人情報保護期間に関する考え方

情報の内容	最長保護期間	保護期間の意味
一般的な情報	30年	事務事業遂行、情報の陳腐化
秘密	50年	社会的活動期間（就労期間）
重大な秘密	80年	生存期間
子孫に影響する特に重大な秘密	100年	子の生存期間

（出所）梅原康嗣「日本の公文書館における個人情報と情報公開」『アーカイブス』17, 2004年12月, 22ページ。

ここでは、一般的な情報では、「個人の秘密その他個人の権利を侵害するおそれのあるもの」に関しては閲覧制限をして、作成・取得から30年経過したものは原則公開、個人の「秘密」情報は最長50年制限—50年経過の情報は当該個人が就労を終えている可能性が高く、公開しても特に支障はないと考えられるので原則公開、「重大な秘密」に関しても80年経過すると当該個人が生存している可能性が非常に少なくなるので原則公開、個人のみならず遺族、子孫のプライバシーを侵害することになるような「特に重大な秘密」に関しては最長100年の閲覧制限を設けるが、100年たつと遺族に関しても生存の可能性が低くなることから100年経過後は原則公開、ということになる。

こうした議論を踏まえて国立公文書館では非公開情報について時の経過や社会情勢等の変化により公開制限する理由が消滅したものから公開していくということになっている。これによれば「個人の秘密」、「重大な秘密」、「特に重大な秘密」といった3区分に分け、文書の作成・取得からの経過年数について、30年から50年、50年から80年、80年以上といった非公開期限が設定されている。ただし、いざ運用となると、個別のケースに関して基準となるものの判断が非常に難しい。秘密の内容についてどこで判断をするのか？たとえば子孫に影響する特に重大な秘密とは、どのようなものを指すのか——一般的には遺伝性の疾病や犯罪歴等の情報を指す、とされるが、個別のケースで個人に不利益をもたらすか否かを判断するのは、極めて難しい。

このような認識のもとに例えば独立行政法人国立公文書館では、歴史公文書等の「利用審査」についての基本方針を定めている。「国立公文書館における「時の経過」の運用について」という文書によれば、国立公文書館における利用審査の基本方針は、以下の通りである。

- 「1. 利用制限情報の該当性は、利用決定時に判断
2. 時の経過を考慮 個人や法人の権利利益、公共の利益を害するおそれの蓋然性は、時の経過やそれに伴う社会情勢の変化により低下
3. 30年原則（時の経過）を踏まえた公開
4. 利用制限すべき情報は必要最低限
5. 移管元機関の意見を尊重するが、国立公文書館長が最終判断」⁽⁹⁾

これを見る限り、個人の情報に関わるものでも、特別なもの以外は、作成時から30年を経過れば公開すべし、という姿勢である。さらに平成23年4月1日の館長決定として「独立行政法人国立公文書館における公文書管理法に基づく利用請求に対する処分に係わる審査基準」が出されている。次ページに第2表としてその内容の一部を掲げた。

第1表と第2表を比較すると、国立公文書館では、「利用制限すべき情報は必要最低限」と掲げながらも当該個人ならびに遺族の権利利益を害するおそれがあると認められるものについての制限期間が延びており、場合によりより厳しくなっているように思われる。

第2表 独立行政法人国立公文書館における公文書管理法に基づく利用請求に対する
処分に係る審査基準（平成23年4月1日館長決定）（抄）

記録されている情報	一定の期間（目安）	該当する可能性のある情報の類型例（参考）
個人情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの	50年	イ 学歴又は職歴 ロ 財産又は所得 ハ 採用、選考又は服務 ニ 勤務評定又は服務 ホ 人事記録
重要な個人情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの	80年	イ 国籍、人種又は民族 ロ 家族、親族又は婚姻 ハ 信仰 ニ 思想 ホ 伝染性の疾病、身体の障害その他の健康障害 ヘ 刑法上の犯罪歴（罰金以下の刑）
重要な個人情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人又はその遺族の権利利益を害するおそれがあると認められるもの	110年 超える適切な年	イ 刑法等の犯罪歴（禁錮以上の刑） ロ 重篤な遺伝性の疾病、精神の障害その他の健康状態

（出所）独立行政法人国立公文書館「国立公文書館における「時の経過」の運用について」平成24年8月9日、2ページ、1部省略した。

前述のように3月14日の段階でこれらの議論に関して成城側も同様の文献を所持しており、その議論を共通の認識と考えて話し合いが進められた。そしてこの3月の段階では成城学校側との間で、作成からおおよそ80年から100年を経た文書に関しては、特に遺族等の権利利益を害することが明らかである場合以外は、公開すると考えてかまわないであろう、との認識で一致した。この場合の「遺族等の権利利益を害すること」ということは、第2表にあるように、刑法等の犯罪歴や重篤な遺伝性の疾病を指す。それ以外のものについては原則公開となる。

しかし国立の機関であれば公文書館等の基準を援用することが考えられるが、成城学校は私立学校である。そのため、学校側で成城学校としての基準を設けて欲しい旨をお願いして、この日の打ち合わせを終えた。

（3）歴史史料公開に関する成城学校側との交渉・2

その後、2018年5月14日に成城学校の側から「戦前の本校留学生に係る資料公表の依頼への対応について（案）」という文書が送られてきた。その内容は次のようなものであった。

検討事項として、個人情報保護法は生存する個人に関する情報であるが、戦前の留学生に関する情報には、存命の方の情報が一部含まれている可能性がある、この場合は法によりあらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない、すでに死亡している個人の情報は、法の適用外であるが、当該情報の提供については、子孫の生活等に影響を及ぼす可能性があることから、慎重な配慮が必要である、等の前提を挙げ、以下のように対応するとしている。

「依頼者に以下を求め、条件が満たされた場合には、学術研究に協力する観点から、情報を提供する。

- (1) 提供を求めている個人に関する情報の本人が、現に生存しているか否かを調査し確認すること。確認ができない場合には情報提供しない。
- (2) 本人が生存している場合には、当該情報の提供について、文書にて本人の同意を得ること。同意が得られれば情報を提供し、同意が得られなければ情報提供しない。(法第23条第1項)
- (3) 本人が生存していない場合には、子孫が生存しているか否かを調査し確認すること。確認ができない場合には情報提供しない。
- (4) 子孫が生存している場合には、当該情報の提供について、文書にて子孫の同意を得ること。同意が得られれば情報を提供し、同意が得られなければ情報提供しない。
- (5) 子孫が生存していない場合には、情報を提供する。」⁽¹⁰⁾

これによれば、利用・公開に際して、個人情報に関しては本人の同意が必要であり、本人が亡くなっている場合には、子孫の同意が必要である、ということになる。また、「特に制限すべき情報内容」や「時の経過」に関する言及が一切なく、どういった情報が利用制限されるべきなのか、文書が作られてからいつまでの期間、この原則が有効なのかに関して不明である。

こちらとしては3月14日の合意にもとづいた内容のものであると期待していたが、それとは全く異なる方向性の案が提示されたので、このままでは事実上留学生関連の重要歴史史料に関して利用不可能になる、非公開にすべき内容の指定と、情報保護期間を定めてほしい、旨の意見を提出した。しかし成城側は理事会まで時間がないことを理由に、直接学校側と話あうことを提案したため、5月23日に浜口が成城中学校・高等学校を訪れ、話し合いをもった。成城側出席者は成城中学校・高等学校校長（当時）、新事務局長（当時）、事務室企画課長（当時）であった。

この段階で以前に合意交渉をした事務局長が交代していたことを、初めて知らされたが、合意の内容が新事務局長に十分に伝わっていないようであった。新事務局長が最初に口を開いて強調したことは「本学は陸軍士官学校の予備校としての歴史をもち、そこに在籍したという情報を漏らされるのは迷惑だという方がいるかもしれない⁽¹¹⁾。故に子孫に同意が得られなければ情報提供はできない」ということであった。

しかし「個人情報保護法」は条文にあるが、あくまで生存する人物に対するものである。我々が想定しているのは、100年以上前の留学生関連の資料——とりわけ何年もかかって我々が整理した史料の公開と利用であり、成城側が危惧するものとは内容も時代も異なる。日本人の情報を調査することは想定していないし、ましてや研究者がわざわざ調査しようというのは、歴史上極めて重要な役割を担った人物に限られる。一般の卒業生の個人情報に触れようというわけではない。外国人の100年以上前に留学した者の子孫を探して了解をとるということは、あまりに非現

実的な条件である。

そのことを確認した上で、次のような説明をした一個人名を扱うような歴史上の重要人物に関しては、他の公開史料から情報が多く出ており、すでに歴史的な評価が定まっている人物であり、貴学の史料の公開によってその子孫が社会的な影響を被るとは考えにくい、また、子孫を探せというのであるが、現存する子孫の個人情報を探す行為になるため、そのようなことは難しいし、個人情報保護法というのはあくまで生存する人物の情報保護であるから、子孫を探して連絡をとり、同意云々というのは、おかしなことになる、さらに、辛亥革命以前の清朝時代の中国社会の状況を考えると、子孫が何十人、何百人もいることすら考えられ、史料公開にあたり「子孫の同意」という条件をつけるのは現実的な制約とはいえない、公文書公開基準でも遺伝性の病歴や犯罪歴といったことには80年を超えても制約がつけられており、これで十分だと考えるが、と説明した。

さらに利用が最も考えられるのは、朝鮮人に関しては1890年代、中国人に関しては振武学校ができるまでの1900年前後が、成城学校が国家的な政策の中で留学生受け入れに一定の役割を担った時期であり、この時期の史料が最も重要となる旨を強調した。成城側が危惧する1930年代くらいの留学生に関しては、扱うつもりはない。扱う可能性が大きいのはその頃にすでに東アジア史において一定の政治的役割を担っている人物であり、1930年代に留学した者ではない、したがってどのように考えても作成から100年以上経ている史料しか扱うつもりはない、と数度にわたって説明した。

公文書に関しても同様な危惧が考えられるのだが、前述のように文書作成から80年～100年を経ると、孫やその下の代の子孫が当該情報によって社会的に不利益を被るということは考えにくくなるため、「時間の経過」によって公開を原則としているのである。時間の経過とともに、子孫の発見は困難になり、子孫に対する影響も事実上消滅する、と考えられるのである。

この話合いの中でいくつか口頭で確認されたことがある。すなわち、①学校としては使って研究することはかまわないが、公開は差し控えてほしい、②特に個人名が特定できるようなことはしないで欲しい、③他の機関の史料と付き合わせてそこから出すのはかまわない、また、すでに他の論文などで公開されている情報は仕方がない、ということであった。ただし、学校は最後まで、こちらが求めた公開条件に付するべき「時間の経過」と「制限する内容」に関して言及しなかった。

先の「戦前の本校留学生に係る資料公表の依頼への対応について（案）」という文書は歴史史料の利用に関する対応を、具体的事案に即して検討しているわけではなく、また史料発掘・整理の経過やこれまで前提としてきたことの内容も加味することなく、一般的な対応として作られたものと思われる。しかしたとえば中国共産党の創始者まで出している当時の留学生が日本に留学してどのような教育を受けたか、どういう影響を受けたか、といった問題は、後の東アジアの歴史を考える上できわめて重要な事項になろう。それは一個人の情報といった範疇をとうに超えて、

現在の中国共産党の成り立ち等に直結する問題であり、近現代の東アジアの歴史において日本がどういった役割を果たしてきたか、ということの一端を明らかにすることになるはずだ。

5月23日の段階で、文献中の個人名が出ない形での利用と公開に関しては承諾を得て、また、我々が長い時間をかけて整理した留學生関連史料の目録を公開することには了承を得たため、以下にそれを付して明らかにするものである。今後、この貴重な史料をどのようにしていくのか、外部の者がこれを扱うことに関してはかえって難しい状態になったが、研究者に使われないまま貴重な史料が成城学校の中だけに埋もれてしまうのは実に残念である。それは東アジアの近現代史研究にとって大きな損失であるとする。たとえば先の「戦前の本校留學生に係る資料公表の依頼への対応について（案）」という文書のどこかに「作成後100年を経た文書の扱いは公文書の扱い基準を援用する」と付すとか、あるいは、作成から100年を経た留學生関連の史料のみ、公的な史料館等に寄贈してもらい、そこに保護・管理を委託する、等の方法がとれないものか、こうした次善の策はまだ残されているように思うので、これらを含め様々な提案をすることも視野に入れて、さらに成城学校側と史料公開に関する交渉をしていきたいと考える。

4. 戦前留學生に関する成城学校史料目録

項目	資料名	年月日	旧分類	新分類
学生名簿	清国留學生原籍簿 第1号	明治32年10月3日～35年3月28日	7-19	名-1
	卒業生名簿 中華留學生部	明治33年7月(第一班)～40年12月		名-2
	成城学校中華留學生卒業名簿 在北京留東陸海軍同学姓名冊	明治33年7月(第十三班)～大正13年		名-3
	清国留學生原籍簿第2号 清国学生寄宿舎	明治35年3月31日～36年6月11日	11-23	名-4
	清国学生退学及除名者学資不足金調書	明治38年7月～44年9月	19-31	名-5
	清国学生学資金納証	明治40年10月29日～41年1月28日	24-36	名-6
	学資金預り証	明治40年10月29日	25-37	名-7
	清国学生学資金預り証	明治41年1月28日～6月9日	26-38	名-8
	清国学生退学及除名者綴	明治41年3月～明治43年11月	27-39	名-9
	成城学校校友名簿	明治42年7月	29-41	名-10
	清国学生名簿	明治43年7月から	31-43	名-11
	清国学生学資金納付書	明治43年10月～明治44年4月		名-12
	留日成城学校同窓録	大正3年7月10日	37-49	名-13
	中華民国学生証書	大正4年～大正14年		名-14
	中華民国留學生卒業式祝辞及び答辞	昭和3年7月～9月	38-50	名-15
	退学 除名通知簿	昭和4年3月～10年8月		名-16
	台湾学生在学調(新入生)	昭和8年4月30日		名-17
	成城学校校友会会員名簿 留學生部現旧職員及出身者	昭和10年	41-53	名-18
	中学科卒業生總代名 中華民国卒業生總代名	不明		名-19
	留學生本校卒業及び修学者数	不明		名-20
留學生部寄付金募集發起人候補者	不明	45-57	名-21	

成績表	清国浙江派遣陸軍学生学術授業進歩景況報告	明治32年7月29日	4-16	成-1
	乙・清国浙江派遣陸軍学生平常品評点及び丙・清国浙江派遣陸軍学生1学年末学術試験評点)	明治32年	5-17	成-2
	清国陸軍学生第1回試験成績表及び清国陸軍学生第2回試験成績表	明治33年7月	9-21	成-3
	清国学生卒業試験成績表	明治33年～41年12月	10-22	成-4
	清国学生成績表	明治33年～42年		成-5
	通知簿	明治37年5月4日～39年6月28日	15-27	成-6
	清国学生成績表	明治43年11月	32-44	成-7
	清国学生特別班成績表	明治44年12月	34-46	成-8
	中華民国学生成績表	大正4年～大正8年		成-10
	中華留学生成績表	大正10年3月以降		成-14
	成績表—成城商業夜学校, 成城中等学校	大正11年～昭和7年		成-15
	成績表 (B組-戸塚)	昭和13年3月卒業		成-16
	事務関係	清国学生に関する書類 第1号	明治36年10月～明治38年2月6日	14-26
認可書類-1		明治40年		事-2
認可書類-2		明治42年		事-3
元清留学生未納学費に関する交渉書類		明治44年11月15日～大正3年6月9日	35-47	事-4
中国留学生懇話会費用支給の件		昭和7年10月29日		事-5
支那留学生経費臨時補助に関する件		昭和8年4月26日		事-6
成城興亜中学校設立案		昭和18年6月10日		事-7
成城興亜中学(仮称)設立案 (成城学校留学生部)				事-8
成城興亜中学設立案		昭和19年5月18日		事-9
成城興亜中学 成城興亜寮設立要項		昭和19年7月上旬		事-10
砧村学園住宅地案内		不明		事-11
成城学校中華留学生部職員調		不明		事-12
清国下士学生1名1カ年間学費予算		年月不詳(明治?)	36-48	事-13
規約	成城協会規約	明治32年12月	8-20	規-1
	成城中学生徒必読	大正6年3月		規-2
	中華民国留学生教育及び管理章程	大正7年2月		規-3
	成城学校中華留学生部要覧	昭和7年3月		規-4
生徒必読	成城学校留学生部学生必携	昭和10年	40-52	規-5
	成城学校中華留学生寄宿規則	不明		規-6
	成城中学生徒手帳	不明		規-7
学校沿革	成城学校沿革略	明治17年～昭和10年4月		沿-1
	私立成城学校留学生部沿革	明治18年～昭和12年		沿-2
その他	清国学生診察簿 医務室	明治37年7月1日～38年3月27日	16-28	他-1
	清国学生診察簿 校外寄宿舎	明治38年1月11日～3月20日	17-29	他-2
	清国学生に関する書類 第2号	明治38年4月2日～10月19日	18-30	他-3
	清国学生に関する往復書類 号外	明治38年11月13日～12月12日	20-32	他-4
	清国学生に関する往復書類綴	明治38年12月～明治39年1月	21-33	他-5
	清国学生教育諸学校通知書類	明治39年1月11日～4月12日	22-34	他-6
	卒業書 李輝沆—玉串料3包	明治39年4月14日	33-45	他-7

留学生に関する成城学校史料目録

	清国学生に係る支出証書 16号・成城学校特別会計	明治40年10月1日～12月30日	23-35	他-8
	清国学生に係る支出証書 18号・成城学校特別会計	明治41年4月1日～6月30日	28-40	他-9
	私立成城学校創立満25年記念図書寄贈報告	明治43年7月	30-42	他-10
	成城学校中華留学生部寄宿舎概要	昭和4年5月22日	39-51	他-11
	中国留学生王啓天に対し治療支給方の件	昭和7年10月6日		他-12
	支那留学生の教育に関する外務大臣への手紙	昭和8年3月8日		他-13
	成城学校支那留学生部経費臨時補給の件	昭和9年5月1日		他-14
	鈴木孝雄宛手紙「満洲国留学生に関する」	昭和10年6月7日		他-15
	成城学校留学生部後援会規約 附 設立趣意書	昭和11年11月		他-16
	成城学校留学生部後援会規約	昭和12年1月18日		他-17
	成城学校留学生部改革案	昭和18年1月下旬		他-18
	成業まで総合育成一留日学生の処遇方針閣議決定	昭和18年9月11日		他-19
	留日学生輔導団体懇談会に於ける大臣挨拶要旨送付の件	昭和18年12月29日		他-20
	留学生に関する会議事項	昭和19年2月1日		他-21
	中村義 ― 講演成城学校と留学生教育	昭和60年5月13日	43-55	他-22
	中学校生徒(将来に於ける希望)状況調	不明		他-23
	ポスター (留学生部学生募集)	不明		他-24
	韓国留学生教育	不明		他-25
	日華倶楽部組織改変に就て	不明		他-26
追加	雑記簿	明治28年9月	2-14	追-1
	来翰綴	明治36年1月	13-25	追-2
	校令按	明治24年9月	47-59	追-3
	留学生部閉鎖決議及右ノ基本財産処分認可書	昭和20年3月16日	42-54	追-4
	講堂面積容積及収容人員表	明治31年7月		追-8
	成城学校留学生部要覧	昭和10年3月		追-9
	函面	明治31年製函		追-10
	第四十四回(陸軍学生)大正十一年三月卒業			追-11
	明治四十二年清国学生第七回卒業成績表			追-12
	東京日日新聞(昭和5年5月7日)・報知新聞(昭和5年1月31日)			追-13
	九才子捉鬼伝	不明		追-14
	北宋志楊家將軍伝(卷之五及六)・康熙字典 寅集上 同中 三画	不明		追-15
	成城学校中華留学生部寄宿舎衛生工事設計書	不明		追-16
	世田谷区所在留学生部建物処分関係書類綴	昭和14年12月		追-17
	陸士関係1部名前	不明		追-18
	宮内省年金沙汰書(百周年30頁)其校へ下賜ノ年金本年度ニテ満期/処…(宮内省)	明治42年10月11日		追-19
	卒業留学生付録	不明		追-20
	呉玉章著・渡辺竜策訳 辛亥革命の体験(コピー)			追-21
	寄宿舎沿革	不明		追-22
	成城協会規約	不記載(明治32年)		追-23
	成城学校規則 附成城学校職制及商議會	明治28年5月改正		追-25
	中国留学生と成城(中村義先生講演会資料)			追-26

	詔書	明治41年10月13日	追-27
	成城学校記念絵葉書	不明	追-28
	アジア（支那本部及滿洲ヲ除ク）	不明	追-29
	財団法人成城学校の沿革及現在	昭和？年	追-30
	手紙（成城学校校長、校友会宛て）	明治37年	追-31
	退学・除名通知簿（大正四年起 大正十四年八月迄）		追-32
	精米受払通知簿（大正二年十月迄）会計係		追-33
	中国人日本留学史年表・主要参考文献		追-34
	吉田東伍著『大日本地名辞書』（非売品）	明治40年？	追-35
	主任当番日誌 昭和8年9月以降		追-36
図書	雑記簿	明治28年9月	図-1
	康熙字典 戊集上 八画 金・長・門部 絵図絵芳録巻七		図-2
	中村榮孝著 文禄・慶長の役 岩波講座・日本歴史	昭和10年	図-3
	前田光徳編著 陸軍幼年学校受験国語 巻1	昭和12年	図-4
	留学生部図書 5冊		図-5
雑誌	成城学校校友会	大正11年4月20日	雑-1
	日華時報	昭和19年新年号	雑-2
学生名簿・2	清国学生学籍簿 第一	明治31年～43年	名-22-1
	中華民國学生学籍簿 第二	明治40年～大正2年	名-22-2
	支那学生学籍簿 第三	大正2年～大正10年	名-22-3
	学籍簿（タイトル剥がれ）	明治31年～昭和6年後	名-22-4
	校友名簿	大正13年	名-23
その他・2	奥山三郎より福島安正大佐宛書簡と清国学生宿舎図面	明治33年	他-27
	留學生寄宿舍新築仕様見積書	不明	他-28
	成城学校中華留學生部校舎新築其他工事設計書	不明	他-29
	大日本成城学校校長宛大朝鮮臨時代理公使李台植書簡	建陽元年	他-30
	留學生校舎寄宿舍 写真	不明	他-31
	中華民國寄宿舍ニ関スル件 図面など	昭和4年	他-32
	私立成城学校校長岡本則録宛書簡	明治43年	他-33
	酒井幸之助からの書簡	昭和4年	他-34
事務関係・2	清国学生寄宿舍 現品差引帳	明治35年	事-14
	清国浙江派遣陸軍学生四名学資収支決算書	明治31年～32年	事-15
	韓国留学生未納金額調	明治33年～34年	事-16
	成城学校留学生部主事岩原大三郎より成城学校理事鈴木孝雄宛書簡	昭和10年	事-17
	支払証憑書綴 留学生部	昭和17年	事-18
	昭和三年度 第十月分証書	昭和3年	事-19

留学生に関する成城学校史料目録

	成城学校留学生部後援会書類	昭和11年	事-20
	中華民國学生昭和三年度第四月分～六月分	昭和3年	事-21
	成城学校特別会計 清国学生係ル支出証書	明治39年	事-22
	北多摩郡千歳村成城中華留学生部校舎部校舎建築支払書	昭和4年	事-23
	成城学校中華留学生部及同寄宿舎収支豫算書	不明	事-24
	成城学校校長児玉秀雄宛 外務省文化事業部長岡田兼一	昭和10年	事-25
	成城学校中華民國留学生部校舎新築工事費豫算書	不明	事-26
	留学生部後援会会計報告	昭和11年	事-27
	寄宿舎領収簿	不明	事-28
	支那留学生丘樹強学資収支決算書	大正2年	事-29
	支那留学生舒之鉦学資収支決算書	大正2年	事-30
	昭和七年度中華留学生部豫算収支状況	昭和7年	事-31
	物品借用書	昭和5年	事-32
	毛利会計主任宛 軍政科酒井幸之助より	不明	事-33
	校舎建築二関シ補助金申請書	不明	事-34
	上申書(中華留学生寄宿舎の件)	昭和4年	事-35
	学務兵事課 学事私立学校	大正14年	事-36
	清国学生二係ル支出証書	明治39年7月～41年1月	事-37
	成城学校留学生部ニ補助金下附出願ノ件	昭和10年	事-38
規約・2	教育ニ関スル勸語謹解	昭和5年	規-8
	校△諸規定	昭和8年	規-9
学校沿革・2	成城学校留学生部沿革	昭和16年	沿-3
	呉玉章回憶録	不明	沿-4
	清末留日学生	不明	沿-5
	学校状況記事	大正2年	沿-6
	成城学校概覽	大正10年?	沿-7
	私学教育研究所紀要 第11集	昭和42年	沿-8
その他・3	児玉秀雄より文化事業部長 坪上貞二宛書簡(満洲国教育状況視察旅行費補助金出願の件)	昭和9年	他-35
	タイトルなしメモ	昭和18, 19年	他-36
	成城学校幹事長奥山三郎宛朝鮮学生からの漢文書簡	明治37年	他-38
	服部操先生家属善後簿捐簿	不明	他-37
	澤南学長宛書簡	不明	他-39
	留学生会計メモ	不明	他-40
	寄宿舎第二案図	不明	他-41
	辞職願	昭和9年	他-42
	中外論壇	中華民國15年(1926年)	他-43
	手紙数通	明治38年他	他-44
	發來翰綴	昭和9年～11年	他-45
	大韓臨時代理公使朴鏞和から川上操六学校長宛て書簡	光武3年	他-46
	講堂建築具陳書	昭和4年	他-47

留学生部開校三十有余年二閲スル書簡	昭和10年	他-48
繼氏関係事項協議報告	昭和9年	他-49
成城中学校生徒徒必読(大正7年3月印刷)		他-50
追加(2017年5月20日)		
軍隊生活の思い出(平林道夫)	1985年12月	他-51
新版 最新日本地理(三省堂)	昭和7年	他-52
陸海軍諸学校入校試験問題及模範解答集	昭和10年	他-53
改訂 新体中等地理—外国之部 下巻(東京神田 富山房)	昭和9年	他-54
新孝 日本地理(辻村太郎)(三省堂)	昭和12年	他-55
現勢 日本地理(石橋五郎)(中等学校教科書株式会社)	昭和16年	他-56
日語入門(広東同文館 東文教習 長谷川雄太郎)	明治34年	
……東京市小石川区水道端町一丁目卅⑥番地		
日満関係の現在及将来(満洲日日新聞社)	昭和11年	
朝鮮警察概要(朝鮮総督府警察局)	昭和7年	
満州移民大観(満洲農業団体中央会)	昭和13年	

《注》

- (1) 初期の成城学校の留学生受け入れに関しては、宮城由美子「成城学校と中国人留学生についての一考察」『佛教大学大学院紀要』第35号、2007年3月、浜口裕子「日露戦争直後の中国人留学生——振武学校8期生東北出身者の動向を中心として——」『拓殖大学論集(319)政治・経済・法律研究』第23巻第1号、2020年10月、等も参照のこと。
- (2) 校史編集委員会編『成城学校百年』、学校法人成城学校、1985年、21頁。
- (3) 「成城学校沿革史稿」、同前、253頁。
- (4) 同前、309頁。
- (5) 同前、310頁。
- (6) 同前。
- (7) 家近亮子『蒋介石の外交戦略と日中戦争』、岩波書店、2012年。
- (8) 浜口裕子『満洲国留日学生の日中関係史——満洲国・日中戦争から戦後民間外交へ——』、勁草書房、2015年。
- (9) 独立行政法人国立公文書館「国立公文書館における「時の経過」の運用について」平成24年8月9日、1ページ。
- (10) 「戦前の本校留学生に係る資料公表の依頼への対応について(案)」〈2018年5月〉。
- (11) 卒業生はほぼすべて陸軍士官学校に進学し、陸軍軍人となった。日本人の卒業生にも大臣級の人材を多く輩出している。たとえば寺内正毅の長男で陸軍大臣となった寺内寿一、やはり陸相で朝鮮総督や外務大臣も歴任した宇垣一成、また陸相・朝鮮総督となった南次郎、等歴史上重要な役割を担った人材を挙げればきりが無い。しかし戦後陸軍が消滅し、その評価が一転したこともあり、現在では厳しい評価をされている者もいる。

付 記

本研究は、科研費、基盤研究(B)(一般)「世界戦争としての日中戦争——マルチ・アーカイブによる多角的アプローチ」(代表・家近亮子、課題番号:15H03322)、基盤研究(C)(一般)「留日学生、それぞれの日中戦争——マルチ・アーカイブによる留日学生の戦争行動分析」(代表・浜口裕子、課題番号:16K035

33), 基盤研究(C) (一般)「東アジアにおける人の流れ — 振武学校・陸軍士官学校への留学生達の国際関係史」(代表・浜口裕子, 課題番号: 19K01508), の成果の一部である。これらの成果公開を認めてくださった成城中学校・高等学校の関係者各位にこの場を借りて, 感謝申し上げます。

(原稿受付 2021年6月22日)